

平成30年第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月31日(木) 午後3時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 別館2階講習室
3. 出席委員 (11人)
農業委員 中山 一一 佃 正人 田代 洋一 齊藤 英次
境 良一 本田 孝徳 山本 賢一 太田 桂子
佐美三 守
4. 欠席委員 (3人) 金田起代子 谷山 次則 堀 城
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長
議事録署名委員 境 良一 本田 孝徳
6. 議 事
 - (1) 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案 第4号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告1号 農地法第18条6項の規定による農地の合意解約について
 - (6) その他

唯局長 こんにちは。
お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。
本日は平成30年の第1回通常総会であります。本日は、総会終了後、農地利用最適化交付金について説明会を予定しておりますので、最後までご協力をお願いします。

それでは只今から、総会を始めさせていただきます。
本日の農業委員さんのご出席数は12名中9名のご出席をいただいております。過半数に達しておりますので本日の総会が成立したことをご報告します。

開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いします。

田代会長 こんにちは。
委員の皆様には寒い中に総会にご出席いただき、ありがとうございます。今年もよろしく申し上げます。今年には農業委員さんに頑張ってもらって、農地中間管理機構の農地整備等を利用して、農地集積・集約を進めていきたいと思っております。何度も言いますが、農地を貸したいとか作ってもらいたいとか売りたいとかの相談というのは、多くあっております。でも、その圃場が整備されていなければ誰も借り手がいない。担い手も法人もそのような状況です。今、国や県はこの制度に非常に力を入れております。そのチャンスを逃したら制度は変わっていきます。基本的には5年くらいのサイクルで変わりますが、早ければ1年で変わることもあります。そういうことで、宇土市の農地を守るために、皆さんと一緒に頑張りたいと思っておりますので、協力をよろしく申し上げます。今日の議案は4件で、報告が1件です。スムーズな進行をお願いして私の挨拶といたします。

唯局長 ありがとうございます。
次に議長選出になりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いします。

田代議長 それでは、平成30年第1回農業委員会総会を開会します。しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名であります。議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、境委員さんと本田委員さんをお願いします。

それでは只今より議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いします、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっております。確認委員さんには説明をよろしく申し上げます。

それでは、今月の議案審議をお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議についてを議題とします。

申請番号1番と2番については関連案件ですので、続けて説明をお願いします。確認委員は中山委員さんですので、説明をよろしく申し上げます。

中山委員 はい。申請番号1番・2番続けて説明します。まず申請番号1番、譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田、現況田、登記面積869㎡、耕作面積18120㎡、申請面積869㎡、貸借形態は所有権有償です。譲受理由自作地交換です。譲渡理由も自作地交換です。権利の種類は交換です。
次に申請番号2番について、譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田、現況田、登記面積は1011㎡です。耕作面積10566㎡、申請面積1011㎡、譲受理由・譲渡理由は秘策地交換です。家族は2人、権利の種類は交換です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号1番と2番について補足説明します。1番、申請地までの通作距離は約5kmであり、農業年数50年、農機具も所有し、主たる作物は米・野菜になります。以上です。
2番、申請地までの通作距離は約2kmであり、農業年数38年、農機具も所有し、主たる作物は、米、トマト、メロンになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番と2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番と2番については承認をいたします。
次に申請番号3番について、確認委員さんは金田委員さんですが、欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番についてご説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田，現況田，登記面積が3001㎡，耕作面積が7981㎡，申請面積が3001㎡，貸借形態は所有権有償です。譲受理由は規模拡大，譲渡理由は経営縮小です。家族3名，権利の種類は売買です。以上です。

田代会長 申請番号3番について説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明します。申請地までの通作距離は約2.5kmであり，農業年数3年，農機具も所有し，主たる作物は米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3について，委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，3番については承認をいたします。次に申請番号4番について，確認委員さんは堀委員さんですが，欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番についてご説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記2筆が畑で1筆が田，現況は3筆とも田です。登記面積が3筆合計の2590㎡，耕作面積が7750㎡，申請面積が2590㎡，貸借形態は所有権有償です。譲受理由は規模拡大，譲渡理由は経営縮小，家族1名，権利の種類は売買です。以上です。

田代議長 説明は終わりました。事務局より他に補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明します。申請地までの通作距離は約2kmであり，農業年数25年，農機具も所有し，主たる作物は米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。申請番号5番について、確認委員は私ですので説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田、現況は2筆が田、1筆が畑、登記面積が3筆合計の5826㎡、耕作面積6120㎡、申請面積が5826㎡、貸借形態は所有権無償です。譲受理由は親受贈、譲渡理由は子への贈与です。私の説明は以上です。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番について補足説明します。申請地までの通作距離は500mであり、農業年数20年、農機具も所有し、主たる作物は米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。以上で、議案第1号については5件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第2号、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議についてを議題といたします。

申請番号1番について、確認委員さんは齋藤委員さんですので、説明をお願いします。

齋藤委員 はい。申請番号1番、申請人、土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田、現況田、登記面積は3筆ございまして、544㎡のうち326㎡、1780㎡のうち797㎡、1461㎡のうち504㎡です。転用目的はアパート2棟、412.24㎡でございます。よろしくお

願います。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。他に事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号1番について補足説明します。地図は6ページです。申請人は松山町居住する個人であり、アパートを建て家賃収入を得て所得の安定化を図りたいと土地を探していたところ、申請地が住環境が整っており適していると考え今回の転用申請となりました。申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員さんは堀委員さんですが欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。申請人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑，現況畑，登記面積885㎡のうち10.15㎡です。転用目的は営農型太陽光発電施設の更新になります。以上です。

田代議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明します。地図は7ページです。当案件は平成27年12月に許可が下りており、今回は更新の申請となります。土地利用の計画は、農地に椎茸を栽培して上部に太陽光パネル216枚を設置し、発電した電力を電力会社に販売するものです。転用は支柱部分の10.15㎡の一時転用になります。申請地は10ヘクタール以上の広がりがある第1種農地であり、通常は第1種農地では太陽光発電施設への転用はできませんが、今回のように太陽光パ

ネルの下で農業を営む営農型であれば、一時転用が可能となります。しかし、毎年その状態を把握するため、本人が営農状況報告をする義務があり、また、一時的な3年間の転用となりますので、3年後には今回同様に再度許可を受け、更新していく必要があります。営農ができなくなれば撤去しなくてはならないリスクもあります。当案件は毎年2月に椎茸の生育状況も報告がなされております。また、この案件は営農型太陽光発電施設となりますので、県ネットワーク機構 常設審議委員会への指紋が必要となります。以上です。

田代議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 今、事務局から太陽光の一時転用という説明がありました。この場合3年間ということで、これから3年後には再度農業委員会にかけて許可を受けるということになるのでしょうか。

事務局 その通りです。

委員 太陽光発電の一時転用は、すべて同じような更新が必要なのか。

事務局 これは営農型ということで3年ごとの更新となります。このような営農型の太陽光は宇土市では1件だけで、県内でもあまりないと思います。

営農型としての許可については、設置は基礎をコンクリートで補強することはできず、支柱は差し込んであります。撤去も簡単にできるようになっています。

田代議長 他にご意見はございませんか。

全委員 異議なし

田代議長 異議なしということですので、申請番号2番については承認します。以上で議案第2号については、申請番号1番については許可書の交付を行い、2番については営農型太陽光発電ですので、県ネットワーク機構 常設審議委員会に諮問をいたします。次に議案第3号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を

伴う許可申請に対する審議について」を議題とします。

申請番号1番について。確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 申請番号1番について説明申し上げます。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑，現況畑，登記面積25㎡，うち転用面積も25㎡，権利の種類は所有権有償，売買です。転用目的は通路です。よろしくをお願いします。

確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明します。地図は10ページです。申請人は古保里町に居住する個人であり，自宅への通路が狭く車の出入りに不便であったため，申請地が通路の拡張をするのに適していると考え，今回の転用申請となりました。申請地は，上下水道が埋設されている道路の沿道の区域で，かつ，500m以内に花園小学校及び花園幼稚園があるため，第3種農地になると思われます。以上です。

田代議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，申請番号1番については承認します。申請番号2番。確認委員は私ですので説明します。昨年の12月の総会で保留になった案件です。申請番号2番。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田，現況田，登記面積4669㎡，うち転用面積も4669㎡。権利の種類は賃借権設定です。転用目的は，倉庫です。

私からの説明は以上です。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明します。地図は11ページです。こちらは先月の総会で審議された際に，近隣の農地への影響が懸念さ

れたため、決議を保留された案件になります。転用内容について説明します。申請人は走潟町に居住し、馬之瀬町で土木業を営む法人で、事業の拡大を計画しており、受注を行うには受け入れ態勢として資材や工事用車両等を置くための倉庫2棟の建設が必要となり、建築可能な土地を探していたところ申請地以外に条件を満たす土地がなく、今回の転用申請となりました。申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当するものと思われま。ただし、この案件は3000㎡を超える申請となりますので、県ネットワーク機構 常設審議委員会への諮問となります。1月18日に現地で立会を行っておりますので、そちらのほうについて説明させていただきます。申請人・受任行政書士事務所・隣接農地所有者・地元農業委員・農業委員会事務局3名で1月18日の午前10時から現地立会を行っております。申請地の西側に現在ハウスが建設中であり、日照問題について話し合っております。お手元にお配りしている資料の図面をご覧ください。倉庫が2棟建つことになっておりますが、西側に道路がありましてその先にハウスがあるような状態になっております。話し合いの結果、西側の隣接農地から道路幅で5m、申請地内に15m、合計の20m離れたところでの倉庫建設であれば良いとのことで、立会人すべてから了承が得られました。また、土地が広く材料の土が大量に必要であり、工期の延長が懸念されるため、転用状況を把握するため進捗状況報告書を確実に提出することを確認しております。立会後の状況ですが、1月22日に立会の内容により再度図面を作成したものを農業委員会に提出されましたが、その内容は倉庫の場所を東側に寄せたものの、立会の時の話とは違い、申請地内に12mしか離せず、全体で17mしか東側に離せないということでしたので、隣接農地の所有者の了承が得られないということになりました。その内容から1月26日に再度倉庫を縮小し、申請地内に15mを確保し、道路と合わせて20mを確保して倉庫を建設するという内容で作成されました。この内容であればすべての立会人の了承は得られるということをご報告します。以上です。

田代議長 事務局より補足説明は終わりましたが、委員さんのご意見はありませんか。

委員 この資料によりますと、新しい資料では倉庫が2100㎡となっておりますが、以前いただいた資料では2300㎡となっておりますが、倉庫

が狭くなったということでしょうか。

事務局 資料発送時にはまだ当初計画時の大きさの倉庫となっていたのですが、やはり20m離さないという了承が得られないということで、倉庫自体を狭くしてあります。

委員 高さは変わらないのですか。

田代議長 高さは変わりません。
ほかにご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということで、2番については承認をします。
以上で議案第3号については、2件承認を得ましたので、申請番号1番については許可書を交付し、申請番号2番については3000㎡を超えておりますので、県ネットワーク機構 常設審議委員会に諮問をいたします。

次に議案第4号、農用地利用集積計画の同意についてを議題とします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは説明をいたします。14ページをお開きください。番号1番、借り手・貸し手・物件の所在は議案書記載の通りです。地目田、面積が1698㎡で、平成30年2月1日から平成33年1月31日までの3年間の賃借権の設定となっており、借賃は10a当たり10000円となっております。

番号2番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。地目田、面積が1510㎡で、平成30年2月1日から平成33年1月31日までの、3年間の賃借権設定となっており、借賃は10アール当たり10000円となっております。

番号3番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。地目田、面積が988㎡で、平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年間の賃借権設定となっており、借賃は10アール当たり

10000円となっております。

番号4番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目が田で，面積が1483㎡で，平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年間の賃借権の設定となっており，借賃は10アール当たり10000円となっております。

番号5番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目田，面積が2656㎡，平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年間の賃借権設定となっており，借賃は1筆当たり米60kgとなっております。

番号6番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目が2筆とも田，面積が2筆合計の4642㎡，平成30年2月1日から平成40年1月31日までの10年間の賃借権設定となっており，借賃は2筆で米2俵分の現金となっております。

番号7番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目が2筆とも田，面積が2筆合計の2094㎡，平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年間の賃借権設定となっており，借賃は2筆で45000円となっております。

番号8番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目が田，面積が1270㎡，平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年間の賃借権再設定となっており，借賃は1筆当たり米60kgとなっております。

番号9番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目が2筆とも田，面積が2筆合計の3296㎡，平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年間の使用賃借権の設定となっております。

番号10番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目が田，面積が6009㎡，平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年間の賃借権再設定となっており，借賃は1筆当たり250,000円となっております。

番号11番からは15番までは中間管理事業関連になります。

番号11番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目が4筆とも田で，面積が合計の3691㎡，平成30年3月1日から平成40年2月29日までの10年間の賃借権設定となっており，借賃は10アール当たり10000円となっております。

番号12番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目が田，面積が1057㎡，平成30年3月1日から平成40年2月29日までの10年間の賃借権設定となっており，借賃は10アール当たり10000円となっております。

番号13番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目が田，面積が538㎡，平成30年3月1日から平成40年2月29日までの10年間の賃借権設定となっており，借賃は10アール当たり10000円となっております。

番号14番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目が田，面積が2109㎡，平成30年3月1日から平成40年2月29日までの10年間の賃借権設定となっており，借賃は10アール当たり10000円となっております。

番号15番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目が4筆とも田，面積が4筆合計の5441㎡，平成30年3月1日から平成40年2月29日までの10年間の賃借権設定となっており，借賃は10アール当たり10000円となっております。

続きまして16ページをお開きください。

こちらが今月の利用権設定等状況一覧表となっております。

続きまして17ページをお開きください。左側が今月の利用権設定となっており，合計だけ読み上げますと利用権設定が38482㎡行われております。次に右側のページですが1月からの累計で，今月がスタートということで面積は左側ページと同じになります。

以上です。

田代議長 事務局からの説明は終わりました。委員さん方からのご意見はございませんか。

委員 株式会社ありがとうというのはどういった会社なのか。

事務局 農業を専門にされている株式会社です。

委員 水稻を作られているのか。

事務局 ミニトマトを作られています。

委員 会社はどこにあるのか。

事務局 熊本市の西区にあります。

田代議長 他にございませんか。

委員 案件ではございませんが、一つお尋ねします。
新規就農者で、5反ほど土地（田）を探していて、米を作りたいという相談を受けました。しかしこの人はモンゴル人で、作ったコメはモンゴルに輸出する計画であります。本人の居住地は多分宇土市内で、事務所は熊本市にあるようです。輸出入の仕事もしており、モンゴルでは日本の米は飛ぶように売れるそうです。こういう場合、農地を紹介してもよいのでしょうか。

田代議長 外国の方が農地を借りて新規就農するということですが、このようなことは可能なのか。

事務局 調べてみます。

委員 農機具は所有されているのか。

委員 買われるそうです。

田代議長 ほかにご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、議案第4号については同意をします。以上で、議案第4号については同意したことを市へ通知をいたします。次に、報告1号。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。
番号1番、解約農地は議案書記載の通りです。地目田、面積が1336㎡、賃貸人・賃借人は議案書記載の通りです。平成30年1月5日双方の合意による解約となります。
番号2番、解約農地は議案書記載の通りです。地目田、面積が1057㎡、賃貸人・賃借人は議案書記載の通りです。平成30年1月12日農地中間管理事業利用のための解約となっております。
番号3番、解約農地は議案書記載の通りです。地目田、面積が538㎡、賃貸人・賃借人は議案書記載の通りです。平成30年1月12日農地中間管理事業利用のための解約となっております。
番号4番、解約農地は議案書記載の通りです。地目田、面積が1270㎡、賃貸人・賃借人は議案書記載の通りです。平成30年1月15日貸借期間変更のための解約となっております。 以上です

田代議長 以上で報告1号の事務局からの報告を終わります。以上で予定しておりました案件は、おかげさまですべて承認いたしました。その他ですが、事務局より皆様に連絡等がありましたらよろしくをお願いします。

事務局 手元に配布しておりますけど、平成29年度熊本県農業委員会活動強化推進大会の開催についてであります。推進大会ということで毎年開催されておりますけど、今年は2月23日金曜日、午後1時30分から4時まで「市民会館シアーズホーム夢ホール（熊本市市民会館）」で開催されることになっております。開催の内容については記載の通りで、熊本市市民会館までは市役所のマイクロバスを利用します。当日は12時20分ごろ集合して行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。参加経費が資料代500円となっておりますけど、これは市の予算で支払いたいと思っております。申し込み締め切りが1月末日ま

でとなっております、今日までとなります。基本的には全員参加していただきたいと思っております。そこで、今日の時点で出欠をとりたいと思いますが、この日はどうしても駄目だよという方はいらっしゃいますか？

都合が悪くなった場合は、早めに連絡をお願いします。また、次回総会の案内の中に、この通知も入れて送りたいと思います。

12時20分に、仮庁舎前にお集まりください。集まり次第出発します。お願いしておきます。

事務局 アンケート調査はお世話になりました。集まったものを県農業会議に提出させていただきます。締め切りは今日までくらいになっておりますけど、まだ提出されていない方がいらっしゃいましたら、早急に提出をお願いします。

また、次の開催予定が午後4時からとなっておりますが、これは議会の都合で時間を設定しております、議会の時間次第では午後3時からの開催もあり得ることになりますので、次の開催通知でご確認ください。以上です。

委員 贈与や一括贈与について、税務署に講師をお願いして勉強会を開催できないか。

事務局 時機を見て勉強会を開催したいと思います。

田代議長 他に何かありませんか。

事務局 他にはありません。

佐美三副会長 お疲れ様でした。これをもちまして、平成30年第1回農業委員会総会を閉会します。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 境 良一 印

議事録署名人 本田 孝徳 印

※ 閉会后，農地利用最適化交付金について研修会が開催された。